## 大阪大学大学院工学研究科と大阪府立産業技術総合研究所との 研究連携協力に関する協定書

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科(以下「甲」という。)と地方独立行政法人大阪府立 産業技術総合研究所(以下「乙」という。)は、相互の連携協力により、実用につながる学術 研究の振興と研究成果の社会還元を図り、ものづくり産業の競争力の強化及び地域社会の発展 に貢献することを目的として、ここに研究連携協力協定を締結することに合意するものである。

- 第1条 甲及び乙は、以下により連携協力を行うものとする。
  - (1) 共同研究等の実施
  - (2) 研究活動等に係る人的交流の促進
  - (3) その他、両者が有益にして必要と認める事項の実施
- 第2条 前条各号に掲げる連携協力の具体的な事項は、その都度甲乙で意見の交換を行い調整 するものとする。
- 第3条 連携協力に係る経費は、甲乙で協議の上決定するものとする。
- 第4条 甲及び乙は、本協定書の存在につき、第三者に開示できるものとする。
- 第5条 本協定書は、甲乙双方が記名押印を行った日より効力を有するものとする。
- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の1ヶ月前までに両者のいずれからも書面による変更または解約の申し出がない場合は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。
- 第7条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、もしくは改定の必要がある場合は、甲 乙で協議の上、処理するものとする。
- 第8条 本協定書に定めるもののほか、必要と認められる事項については、甲乙で協議するものとする。

この協定の成立の証として本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する ものとする。

平成27年3月23日

- 甲)国立大学法人 大阪大学大学院工学研究科 研究科長
- 乙)地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所 理事長